

【資料7】

薬学教育評価 適合認定マークの使用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人 薬学教育評価機構（以下「機構」という。）における「薬学教育評価 適合認定マーク」（以下「適合認定マーク」という。）の使用に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(適合認定マークの意義)

第2条 適合認定マークは、機構が定める「薬学教育評価 評価基準」に基づき評価を実施し、「適合」の総合判定を受けた大学の薬学教育プログラムの質を保証し、社会に示すものである。

(適合認定マークの発行)

第3条 機構は、認定期間が明記された適合認定マークを大学に発行する。

(適合認定マークの使用)

第4条 適合認定マークは、第3条に示す認定期間内および下記に該当する範囲で使用を許可するものとする。

- (1) 大学のパンフレットなど広報活動用媒体
 - (2) 大学の名称が記載されている封筒や用紙類
 - (3) 大学に従事する者が業務範囲で使用する名刺や名札
 - (4) 大学が開設している Web サイト
 - (5) 看板、ポスター、広告など大学が出稿主である PR 媒体
- 2 大学は、薬学教育評価実施規則第 15 条に基づき認定の取り消しとなった場合は、適合認定マークの使用を直ちに中止しなければならない。
- 3 機構理事長は、第 1 項および第 2 項の定めが遵守されない場合は、大学に使用の中止を求めることができる。

(適合認定マークの再発行)

第5条 適合認定マークの再発行を希望する大学は、所定の手続きをもって再発行を申請することができる。

(適合認定マークのデザインおよび使用留意事項)

第6条 適合認定マークのデザインおよび使用留意事項については、別紙のとおりとする。

附 則 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙)

＜適合認定マーク＞

※ 認定期間は、認定証に明記されたもの。



＜適合認定マークの使用留意事項＞

- (1) 適合認定マークを使用する場合は、所定の「JABPE 適合認定マーク使用申請書」により申請し、許諾番号を得てください。
- (2) 適合認定マークの画像データは、必ず認定年度に応じて機構から送信された電子データを原データとして使用してください。
文字・記号の追加・削除は認められません。また、文章などの表記を追加する場合は内容を同時に申請し、許諾を受けてください。
- (3) 適合認定マークの部分使用は認められません。また、ぼかし・影付きなどの効果の追加も認められません。
- (4) カラーで使用する場合は指定通りとし、色の変更は認められません。また、単色で使用する場合は「黒色」とし、白黒の反転は認められません。
- (5) 以下の変更は認められません。
 - ① 枠を付ける。
 - ② 他のデザインの中に組み込む。
 - ③ 文字を重ねる。
- (6) 縦横比の変更は認められません。
適宜縮小・拡大することは可能とします。ただし、名刺への使用の場合を考慮し、外径 1.5cm の大きさを最小サイズとします。
- (7) 適合認定マークを Web サイト上で表示する場合は、可能な限り機構 Web サイトへのリンクを設定するようご協力をお願いします。
<https://www.jabpe.or.jp>
- (8) 適合認定マークの使用に伴う費用は全て大学の負担となります。また、適合認定マークの使用により発生する問題については、機構は一切その責任は負いません。
- (9) 以上の内容を逸脱して使用した場合は、機構はその許可を取り消します。
- (10) 上記以外は、商標法その他の法令に準じます。